

第5節 資源循環型社会の形成

1 一般廃棄物の現状と対策

廃棄物には、ごみやし尿など主に日常生活に伴って排出される一般廃棄物と、事業活動に伴って排出される産業廃棄物がありますが、その処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により国民、事業者、市町村、県及び国の責務が規定されています。

（表1-77）

表1-77 廃棄物の種類とその処理責務

区 分	廃 棄 物	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	産業廃棄物以外の廃棄物（生活系又は事業系のごみ、し尿など）	事業活動に伴って発生する廃棄物のうちで、汚泥、木くずなど20種類の廃棄物
国 民	・排出抑制、分別排出の実施、再生品の利用等廃棄物の減量、適正な処理について地方公共団体の施策へ協力	
事 業 者	・自ら排出した廃棄物の処理（処理業者への委託もできる） ・適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行う	
市 町 村	・一般廃棄物処理基本計画の策定 ・計画処理区域内の処理 ・一般廃棄物処理業の許可 ・廃棄物減量等推進審議会の設置及び廃棄物減量推進員の委嘱	・一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理もできる
都 道 府 県	・国民及び事業者の意識の啓発 ・市町村への技術的援助	・産業廃棄物処理業の許可 ・事業者・処理業者の指導
国	・技術開発の推進、地方公共団体への技術的・財政的支援	

(1) 現状

① ごみ処理

ごみ処理は、収集・運搬、中間処理及び最終処分のプロセスからなり、排出されたごみを資源化・再利用により減量化した上で、環境保全上支障が生じないよう衛生的に処理することを基本に行われています。減量化、無害化、安全化等を図るためのプロセスを中間処理（破碎、圧縮、焼却等）といい、廃棄物を最終的に処分するプロセスを最終処分（埋立処分、海洋投入処分）といいます。

平成18年度における県内のごみの排出総量は614,884tであり、市町村の直営、委託及び許可業者等により収集している547,233tと、事業所等から直接搬入される60,678tが市町村の焼却施設、埋立処分地等で処理または処分されています。

また、事業活動に伴って生じるごみについては、事業者自らに処理することを求めている市町村が大部分ですが、一部の市町村では許可業者によって収集されたこれらのごみの処理を行っています。

平成20年4月現在、ごみ焼却処理施設は35施設、それ以外の中間処理施設は21施設が整備済みです。

埋立処分地施設については、26施設が浸出水処理施設を有しています。

（表1-78、資料編8（1））

表1-78 ごみ処理状況

年 度		14		15		16		17		18	
計 画 処 理 区域内人口①		人		人		人		人		人	
		1,793,686		1,792,040		1,782,298		1,762,862		1,761,832	
ご み + 排 出 年 量	計画収集量②	576,620		578,862		566,499		552,130		547,233	
	直接搬入量③	73,488		59,566		64,563		59,481		60,678	
	集団回収量④	7,218		6,811		8,530		6,502		6,973	
	計⑤	657,326		645,239		639,592		618,113		614,884	
処 理 年 量	焼 却	450,270	68.5	450,820	69.9	444,547	69.5	437,600	70.8	441,537	71.8
	埋 立	83,246	12.7	70,023	10.9	71,602	11.2	60,004	9.7	49,721	8.1
	堆 肥 化	2,389	0.4	3,197	0.5	3,789	0.6	8,206	1.3	9,921	1.6
	その他	113,654	17.3	118,061	18.3	114,307	17.9	105,801	17.1	102,739	16.7
	計	649,559	98.8	642,101	99.5	634,245	99.2	611,611	98.9	603,918	98.2
1人1日当たり排出 量 (g/人・日)		1,004		984		983		961		956	

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

1人1日当たり排出量 = (⑤) / (①) / 365日 × 1,000,000

② し尿処理

ア し尿処理

し尿処理は、図1-47のようなシステムで行われています。

平成18年度における県内のし尿処理量（公共下水道で処理されるし尿を除く）は794,792kℓ/年であり、このうち794,289kℓ/年（99.9%）を市町村が処理しています。

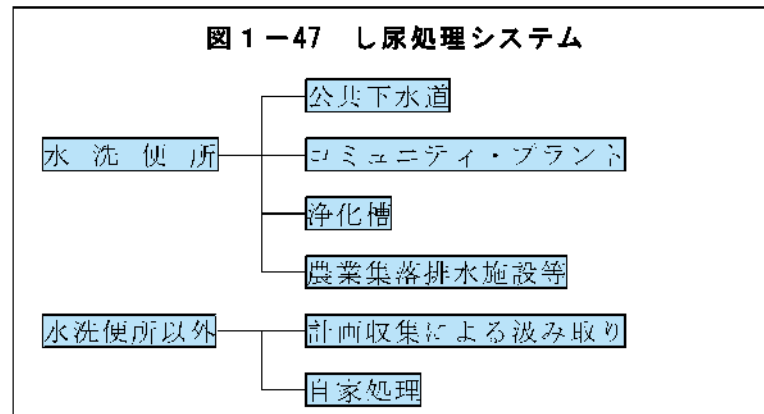
一般廃棄物の収集、運搬及び処分は、法令上、市町村の直営又は委託により行うことが原則とされていますが、し尿の収集は、大部分が許可業者により行われています。

し尿を衛生的に処理するために、公共下水道の整備が進められていますが、平成19年度末の普及率が37.8%（全国71.7%）であることから、汲み取りし尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設は依然として重要な地位を占めています。

また、水洗化志向の高まりに伴って浄化槽の普及が著しく、公共下水道の普及とあいまって、汲み取りし尿は減少し、浄化槽汚泥の収集量が増加してきています。

収集されたし尿の大部分（747,171Kℓ/年）は、し尿処理施設で処理されていますが、海洋投入処分（22,735Kℓ/年）、農地還元等も行われています。

（表1-79、資料編8-（3））



イ 浄化槽

(ア) 浄化槽の設置基数

浄化槽の設置基数は、昭和50年頃、約2万基であったものが年々増加しており、平成19年度は8,666基が設置され、平成19年度末で、約27万基になっています。

また、生活雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽については、浄化槽法の改正に伴い、平成13年度以降、原則として設置が義務づけられたこともあり、平成19年度末で合併処理浄化槽の数は126,191基（46.7%）となっています。

（表1-80、表1-81）

(イ) 法定検査

浄化槽は、浄化槽法の施行（昭和60年10月1日）に伴い、使用開始後の検査（法第7条）及び定期検査（法第11条）が義務づけられましたが、本県においては、浄化槽法第57条の規定に基づき「財団法人鹿児島県環境検査センター」がこの法定検査の検査機関として知事の指定を受け、検査業務を実施しています。

平成19年度の検査結果は、それぞれ表1-82、表1-83のとおりですが、不適正であると判定された主な原因としては、使用開始後の検査では、不適正工事、無管理が、また、定期検査では施設の老朽化、構造上の欠陥、不十分な維持管理等があげられます。

なお、定期検査結果の推移を表1-84に示しました。

表 1-79 し尿処理状況

年 度		14	15	16	17	18
計	画 面 処 理	人	人	人	人	人
区 域	内 人 口	1,793,686	1,792,040	1,782,298	1,762,862	1,761,832
計	画 面 処 理 尿 区 域 埋 入 量	705,503	717,278	686,638	753,190	747,171
計	画 面 海 洋 投 入	53,617	56,276	48,899	35,860	22,735
処 理	農 地 還 元	26,167	20,772	23,521	23,254	23,842
尿 理	そ の 他	6,100	7,517	1,107	674	541
区 域	計	791,387	801,843	760,165	812,978	794,289
埋 入	自家処理量	2,386	2,527	1,511	668	503
量	計 (k l)	793,773	804,370	761,676	813,646	794,792
水 洗 化	公共下水道人口	563,224	576,509	590,535	602,543	617,164
	浄化槽人口	747,481 (5,885)	730,017 (3,467)	753,233 (3,437)	728,448 (7,834)	728,478 (8,892)
	計	1,310,708	1,309,993	1,343,768	1,330,991	1,345,642
非 水 洗 化	計画収集人口	479,176	478,626	436,176	430,624	415,452
	自家処理人口	3,802	3,421	2,354	1,247	738
	計	482,978	482,047	438,530	431,871	416,190

（注） し尿総量＝汲み取りし尿量＋浄化槽汚泥量
 浄化槽人口欄の（ ）は、コミュニティプラント人口の内書きを示す

表 1-80 浄化槽設置基数の推移

年 度	基 数	年 度	基 数	年 度	基 数
50	21,759	62	104,045	11	228,865
51	27,101	63	111,343	12	231,865
52	32,972	元	119,219	13	240,696
53	40,515	2	127,995	14	249,407
54	48,085	3	137,104	15	254,554
55	55,693	4	147,603	16	259,204
56	63,318	5	158,605	17	266,969
57	70,445	6	170,188	18	271,732
58	78,004	7	181,851	19	271,080
59	80,976	8	194,087		
60	88,669	9	206,250		
61	95,680	10	211,890		

表 1-81 浄化槽の人槽別設置基数（平成19年度）

人 槽 区 分	～30	21～100	101～200	201～500	501～3000	3001～	計
単独処理浄化槽	130,860	13,066	711	249	3	0	144,889
合併処理浄化槽	119,119	4,778	1,054	939	290	11	126,191

表 1-82 浄化槽の使用開始検査状況（平成19年度）

人 槽	浄化槽の 種 別	検 査 実施数	検査結果					
			適正		概ね適正		不適正	
			件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
5	単独	1	1	100.0	-	-	-	-
～ 10	合併	8,963	8,437	94.1	331	3.7	195	2.2
11	単独							
～ 20	合併	222	197	88.7	9	4.1	16	7.2
21	単独	-	-	-	-	-	-	-
～ 50	合併	316	273	86.4	13	4.1	30	9.5
51	単独	-	-	-	-	-	-	-
～ 200	合併	86	70	81.4	6	7.0	10	11.6
201	単独	-	-	-	-	-	-	-
～ 500	合併	23	21	91.3	1	4.3	1	4.3
501～	単独	-	-	-	-	-	-	-
	合併	1	1	100.0				
合 計	単独	1	1	100.0	-	-	-	-
	合併	9,611	8,759	93.6	360	3.7	252	2.6

表 1-83 浄化槽の定期検査状況（平成19年度）

人 槽	浄化槽の 種 別	検 査 実施数	検査結果					
			適正		概ね適正		不適正	
			件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
5 ～10	単独	10,453	9,610	89.4	286	2.7	557	5.3
	合併	15,935	15,069	93.2	475	3.0	391	2.5
11 ～20	単独	2,511	2,332	91.5	104	4.1	75	3.0
	合併	1,877	1,712	89.4	77	4.1	88	4.7
21 ～50	単独	5,617	5,034	87.0	331	5.9	252	4.5
	合併	2,395	2,218	89.7	89	3.7	88	3.7
51 ～200	単独	1,404	1,192	84.8	140	10.0	72	5.1
	合併	1,796	1,700	91.6	55	3.1	41	2.3
201 ～500	単独	193	170	83.7	13	6.7	10	5.2
	合併	729	642	83.7	65	8.9	22	3.0
501～	単独	1	1	100.0				
	合併	250	227	90.8	21	8.4	2	0.8
合 計	単独	20,179	18,339	90.9	874	4.3	966	4.8
	合併	22,982	21,568	93.8	782	3.4	632	2.7

表 1-84 浄化槽の定期検査状況

判定 年度	適 正		概ね適正		不適正		計	
58	4,562	70.3	1,106	17.0	821	12.7	6,491	100.0
59	5,062	73.5	1,000	14.5	822	11.9	6,888	100.0
60	5,833	76.5	958	12.6	829	10.9	7,620	100.0
61	6,007	76.7	913	11.7	912	11.6	7,832	100.0
62	6,068	75.5	966	12.0	1,002	12.5	8,036	100.0
63	6,619	74.1	1,128	12.6	1,185	13.3	8,932	100.0
元	6,744	73.6	1,079	11.8	1,333	14.6	9,156	100.0
2	7,163	74.1	1,190	12.3	1,306	13.5	9,659	100.0
3	7,623	75.2	1,065	10.5	1,445	14.3	10,133	100.0
4	8,598	79.4	953	8.8	1,274	11.8	10,825	100.0
5	9,178	80.5	911	8.0	1,307	11.9	11,396	100.0
6	9,818	80.9	919	7.5	1,391	11.4	12,128	100.0
7	10,620	82.5	918	7.1	1,321	10.2	12,859	100.0
8	11,239	83.2	920	6.8	1,350	10.0	13,509	100.0
9	11,792	84.0	829	5.9	1,422	10.1	14,043	100.0
10	12,398	84.6	842	5.7	1,424	9.7	14,664	100.0
11	13,052	85.0	815	5.3	1,489	9.7	15,356	100.0
12	13,547	85.7	814	5.2	1,440	9.1	15,791	100.0
13	14,102	87.2	795	4.9	1,275	7.9	16,172	100.0
14	14,734	86.4	871	5.1	1,443	8.5	17,048	100.0
15	17,785	87.8	831	4.1	1,638	8.0	20,254	100.0
16	19,251	88.8	809	3.7	1,621	7.5	21,681	100.0
17	24,236	89.3	1,529	5.6	1,380	5.1	27,145	100.0
18	31,867	90.4	1,744	4.9	1,640	4.7	35,251	100.0
19	39,907	92.5	1,656	3.8	1,598	3.7	43,161	100.0

(9) 改善指導等

法定検査で「不適正」と判定された1,598基については、各地域振興局等が立入検査等を実施し、判定結果に基づく改善指導を行いました。

不適正と判断された浄化槽については、放流水を採取しBODの分析を行い基準値を超えたものについては、文書による指導を行いました。

(二) 浄化槽保守点検業者登録条例

浄化槽法第48条の規定に基づいて「鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例」を制定し、昭和61年4月1日から施行しています。

平成19年度末現在、76業者が登録されています。

(2) 対策

① ごみ処理

ア ごみの広域処理の推進

国においては、平成17年度に循環型社会形成推進交付金制度を創設し、市町村等が、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることとしています。

県においては、平成18年3月に策定した県廃棄物処理計画等に基づき、溶融固形を含む高度な焼却施設、リサイクルの拠点となるリサイクルプラザ及び管理型処分場など、施設の計画的な整備を推進していきます。

イ ごみ減量化・リサイクルの推進

国においては、これまで、廃棄物処理施設整備緊急基本法に基づき、昭和38年度から8次にわたり廃棄物処理施設整備計画を策定し、リサイクル関連施設等の計画的な整備を進めてきましたが、平成15年6月に改正公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、新たに廃棄物処理施設整備計画に係る規定が設けられたことに伴い、平成15年10月に、平成15年度～平成19年度を計画期間とし、計画期間中の事業実施目標等を定めた新たな整備計画を定め、この計画に基づいて、リサイクル関連施設等の整備を推進しているところです。

また、平成9年に改正された廃棄物処理法（平成9年6月18日公布）でも廃棄物の適正な処理の確保とともに減量化・リサイクルがその重点事項となっており、さらに、容器包装リサイクル法（平成12年4月から）、家電リサイクル法（平成13年4月から）、自動市リサイクル法（平成17年1月から）が本格施行されるなど、ごみ減量化・リサイクル対策は、県民、事業者、行政が一体となって取り組まなければならない課題となっています。このことから、県としても、「県廃棄物処理計画」に基づき、ごみの減量化・リサイクルの一層の推進に努めているところです。

② し尿処理

県民の日常生活に伴って生ずる生活排水については、全量処理施設での処理を図るため、施設の整備及び広域的な処理体制の確立に努めることとしています。

また、平成9年度からし尿とともに生ごみをリサイクルする汚泥再生処理センターが、

国庫補助対象となったことから適正処理に加えリサイクルを促進することとしています。

一方、県民の水洗化志向は根強いものがあり、今後とも浄化槽の設置基数は年々増加していくものと予想されます。

浄化槽は、製造、施工、保守点検、清掃、使用が適正に行われていてこそ、その機能を発揮するものであることから、設置者、施工業者、維持管理業者等に対する意識の啓発が不可欠です。

こうしたことから、関係団体等との連携を図り、管理者技術講習会・設備士講習会などの講習会を定期的に実施するとともに、法定検査の励行並びに立入調査等を通じた維持管理指導に努めることとしています。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物処理計画に、生活排水処理計画を盛り込むことが市町村に義務づけられており、引き続き、生活排水処理の有効な施設である合併処理浄化槽の整備を一層推進する必要があります。

2 産業廃棄物の現状と対策

産業廃棄物については、発生量は減少し、質的には多様化を示している一方、不法投棄等の不適正処理がみられ、県民に産業廃棄物の処理に不安を抱かせる原因となっています。

また、良好な生活環境を維持し、健全な産業の発展を図るために、排出事業者及び処理業者に対する監視指導の徹底や管理体制の強化、適正処理についての意識の向上を図るなどの産業廃棄物の適正処理の推進を図る必要があります。

(1) 現状

① 産業廃棄物の発生状況

平成17年の県内における産業廃棄物の発生量は、8,767千トンと推計されます。

業種別の排出状況は、表1-85に示すとおり、農業系廃棄物が約5,925千トンで最も多く、次いで製造業系1,277千トン、建設業系840千トンと続き、以下、鉱業、サービス業の順となっています。種類別の排出量は、表1-86に示すとおり、動物のふん尿が5,915千トンで最も多く、次いで汚泥887千トン、がれき類782千トンと続き、以下、廃酸（焼酎粕など）、動植物性残さ、木くずの順となっています。

② 産業廃棄物の処理状況

動物のふん尿については、そのほとんどが肥料として利用されており、汚泥やがれき類等については、中間処理によって約72万トンが減量化され、直接又は中間処理された後、再利用されるものが約88万トン、最終処分場での埋立や海洋投入による処分量が約7万トンとなっています。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物の処理施設としては、産業廃棄物の減量化、安定化、無害化等を行うための中間処理施設と産業廃棄物を最終的に自然界に戻すための最終処分場などがあり、県内の施設の設置状況は表1-87に示すとおりであり、中間処理施設が424件、最終処分場が33件となっています。

中間処理施設では、木くず又はがれき類の破砕施設が257件と最も多く、全中間処理施設の半数以上を占め、次いで汚泥の脱水施設が82件などとなっています。

また、最終処分場ではがれき類など安定5品目を埋立てる安定型最終処分場が32件とそのほとんどを占め、汚泥等を処分する管理型最終処分場は自社専用施設の1件となっています。

表1-85 産業廃棄物の業種別排出量（推計）

（単位：千トン）

年 度		平成10年度	平成13年度	平成17年度
種 類				
農 業		6, 549	5, 683	5, 925
鉱 業		172	170	184
建設業		800	1, 390	840
製造業		1, 027	1, 153	1, 277
運輸・通信業		4	4	7
電気・ガス・水道業		16	16	17
サービス業		33	44	70
その他の		616	611	447
合 計		9, 217	9, 071	8, 767

表1-86 産業廃棄物の種類別発生量（推計）

（単位：千トン）

年 度		平成10年度	平成13年度	平成17年度
種 類				
燃 料	え	7	7	9
汚 泥		919	1, 029	887
廃 油		10	11	16
廃 酸		271	308	532
廃 アルカリ		41	44	31
廃 プラスチック類		30	28	30
紙 くず		9	9	6
木 くず		45	102	114
繊維くず		0	0	0
動物性残さ		315	390	242
金属くず		32	33	51
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず		41	40	45
鉱 さい		148	147	88
が れ き 類		777	1, 215	782
ば い じん		1	1	0
動物のふん尿		6, 533	5, 667	5, 915
動物の死体		9	10	6
特別管理産業廃棄物		29	30	13
合 計		9, 217	9, 071	8, 767

表1-87 産業廃棄物処理施設設置状況

（単位：件）

年 度		平成元年度	平成19年度
処理施設			
中間処理施設	汚 泥 の 脱水施設	55	82(15)
	汚 泥 の 乾燥施設	1	3(0)
	汚 泥 の 焼却施設	5	3(0)
	廃 油 の 油 分 分離施設	2	4(1)
	廃 油 の 焼却施設	0	3(0)
	廃酸・廃アルカリの中和施設	10	11(2)
	廃プラスチック類の破砕施設	1	20(2)
	木くず又はがれき類の破砕施設		257(49)
	廃プラスチックの焼却施設	13	11(5)
	その他の焼却施設	0	22(6)
	コンクリート固形化施設	1	1(0)
最終処分場	シアンの分解施設	8	7(0)
	小 計	99	424(80)
	安定型最終処分場	19	32(9)
	管理型最終処分場	3	1(0)
合 計	遮断型最終処分場	0	0(0)
	小 計	22	33(9)
合 計		121	457(89)

（ ）は、鹿児島市分で内書

④ 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物は、事業者の責任において適正に処理しなければなりません。自らそれを処理できない場合にあっては、知事等の許可を受けた専門の処理業者に委託して処理することができることとされています。

産業廃棄物の処理業者として知事又は鹿児島市長の許可を有する者（許可の数）は表1-88、表1-89のとおりであり、平成19年度末で知事の許可が2,315件、鹿児島市長の許可が1,111件、合計して3,426件となっています。

許可の種類別にみると、知事許可、鹿児島市長許可とも収集・運搬業が圧倒的に多く、合計して3,066件と全許可件数の約89%を占めています。

表1-88 産業廃棄物処理業の許可状況（1） (知事許可分)

年度 業種	平成 元年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
収集・運搬	274	1,018	1,165	1,352	1,520	1,657	1,802	1,914	2,126	1,980	2,039
中間処理	49	143	179	186	201	226	252	265	279	253	247
最終処分	26	37	34	32	32	32	32	27	27	30	29
計	349	1,198	1,378	1,570	1,753	1,915	2,086	2,206	2,432	2,263	2,315

表1-89 産業廃棄物処理業の許可状況（2） (鹿児島市長許可分)

年度 業種	平成 元年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
収集・運搬	171	455	561	638	711	764	820	860	933	989	1,027
中間処理	11	35	40	46	54	61	66	66	77	77	74
最終処分	10	8	8	8	8	8	6	10	12	13	10
計	192	498	609	692	773	833	892	936	1,022	1,079	1,111

(2) 対策

① 鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針

社会経済活動の活発化に伴って大量に発生する多種多様な産業廃棄物を県民の理解と信頼を得ながら適正に処理し、良好な生活環境の保全と健全な経済活動の発展を図るため、総合的な産業廃棄物行政推進の指針として、平成9年12月に「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」を策定しました。

(主な内容)

ア 産業廃棄物の減量化・リサイクルの推進

イ 県内完結型の産業廃棄物処理の推進

(イ) 県内処理体制の整備等

a 安定型最終処分場の整備促進

b 管理型最終処分場の整備促進

c 中間処理施設の整備促進

d ミニ処分場の適正化

e 最終処分を目的とした県外産業廃棄物搬入の抑制

(イ) 産業廃棄物処理の適正化

(イ) 排出事業者処理責任の確立

(ニ) 不法投棄対策の推進

ウ 普及啓発及び産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

② 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱

産業廃棄物処理施設の設置に係る問題等に適切に対処するため、平成3年4月1日に「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」を制定しています。

(指導要綱の規定内容)

ア 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議の実施

イ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議の実施

ウ 不法投棄対策

エ 事故時の措置

オ この指導要綱を遵守しない場合の報告及び公表

③ 立入調査及び収去試験

金属等（有害物質）を含む産業廃棄物は、環境保全上重大な影響を及ぼすおそれ強いことから、最終処分場や焼却施設等については、定期的な立入調査を行った上で処理体制の把握に努めるとともに、それぞれ浸出水や燃え殻等について収去試験を実施していますが、今後とも継続してこの立入調査及び収去試験を実施することとしています。

なお、平成19年度の収去試験実施状況は表1-90のとおりです。

表1-90 収去試験実施状況（平成19年度）

業 種 等	試料名	検体数	事業所
産業廃棄物最終処分場	浸出水	27	27
	浸出水	1	1
中間処理施設・排出事業者	汚 泥	8	7
周辺環境影響調査	地下水、井戸等	12	2
焼却施設ダイオキシン類調査	ばいじん、燃え殻	16	16
合 計		64	53

④ 不法投棄防止対策の強化

廃棄物の不法投棄等（不適正処理）の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定め、当該月間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する県民の意識の高揚を図るとともに、関係部局・機関との強調のもと集中的な監視パトロールを実施し、不法投棄の早期発見、早期対応並びに廃棄物の適正処理指導に努めています。

平成19年度においても、県警本部、第十管区海上本部、(社)鹿児島県産業廃棄物協会と合同による不法投棄防止パトロール出発式の実施やヘリコプターによる上空からの監視パトロール、テレビCM・ポスター作成による広報番組等様々な取組を実施したところ です。

⑤ 啓発活動

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図っていくためには、排出事業者・処理業者のみでなく広く県民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、講習会、

研修会、広報紙等を通じて産業廃棄物に関する知識の普及に努めることとしています。

⑥ 特定の産業廃棄物対策

ア 家畜排せつ物

本県における産業廃棄物の発生量の約7割を占める家畜排せつ物については、野積みや素掘り等の不適切な管理が見られたことから、これらを改善するとともに、有機質資源としての有効利用を図っていくことが求められています。そこで平成11年の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の制定に伴い、県では鹿児島県における家畜排せつ物の利用を図るための計画書を定め、家畜排せつ物の適正な管理・保管と利用を促進するための取組を推進しています。

イ 焼酎粕

本県における焼酎粕の処理対策については、通常の汚水処理施設では対応が難しいこと、発生量が季節的に大きく変動することなどの問題があり、現在、陸上プラントによる処理、畜産飼料化、農地還元などの方法で処理されています。

焼酎粕については、有効利用と適正処理の両面から対応策について検討を行い、地域の諸条件に応じた適正な処理がなされるよう県酒造組合を通じて、県内焼酎製造業者に対し指導しています。

なお、平成19酒造年度（7月～翌年6月）では、392千トンの発生量に対して、227千トン（57.9%）が陸上プラント等、70千トン（17.8%）が飼料、61千トン（15.5%）が農地還元、35千トン（8.9%）が海洋投入の方法で処理されていますが、海洋投入分は平成19年4月から原則禁止されており、海洋投入する場合は、環境大臣の許可が必要となっています。

ウ 医療廃棄物

医療廃棄物の処理については、感染性廃棄物処理マニュアル等に基づき、排出事業者に対して、管理体制の充実、分別の徹底、処理処分の適正化、マニフェストシステムの実施などの指導を行い、適正処理の推進に努めています。

エ PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは、昭和43年に発生したカネミ油症事件後その毒性が社会問題化し、昭和47年に製造及び製品への使用が中止、回収・保管の行政指導がなされましたが、その後30年間の長期にわたり処理が行われず、結果として保管が続いている状況にありました。

その後、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、PCB廃棄物を所有する事業者に対し、保管状況の届出のほか、一定期間内における適正な処分が義務づけられました。

平成16年4月に、国の管理のもとPCB廃棄物の処理を行う機関として「日本環境安全事業株式会社」が設立され、全国5ヶ所でその処理が開始されたところです。

本県のPCB廃棄物は、523事業所で保管しており、高圧トランスは38事業所、高圧コンデンサーは347事業所となっています。

本県では、平成20年3月に策定した「鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計

画に基づき、県内のPCB廃棄物の収集運搬など具体的処理方法を決定し、関係機関と連携してPCB廃棄物の適正処理を推進することとしており、北九州事業所で平成20年度から27年度までに処理されることになっています。

⑦ その他の対策

ア 管理型最終処分場の整備推進

管理型最終処分場については、現在、埋立が可能なものは県内においては自社専用施設を除き1か所もないことから、まずは1か所、最新の技術によるモデルとなるものを公共関与により、できるだけ早く整備することとしています。

イ 再（生）利用、再資源化技術の開発

産業廃棄物は、発生形態が複雑で種類も多種多様であることから再（生）利用、再資源化技術は、未開発、未確定な部分があります。

そこで、より一層産業廃棄物を資源として有効利用し、環境に対する負荷を軽減するためには、事業活動の各分野において再（生）利用技術の開発に努めるよう指導するとともに、再（生）利用に関する情報の収集・提供に努め、また、これらの技術開発を積極的に推進します。

ウ 広域処理対策

近年、産業廃棄物は県域を越えて移動し、広域的に処理されるものが増加する傾向にあります。その量、処理について、把握、監視が行えるよう、隣接県等と協力し適正処理について指導を行います。

(3) 公共関与による管理型最終処分場の整備

市町村や企業等から寄せられた産業廃棄物管理型最終処分場にかかる29箇所の適地情報を基に絞り込みを行い、平成19年5月、薩摩川内市川永野地区の採石場跡地を候補地として選定・公表しました。

地元自治会等の方々には、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場について理解していただくため、候補地選定の経緯や地質調査、遮水構造等にかかる地元説明会を延べ24回行うとともに、県外の最終処分場等への視察を延べ3回実施しました。

候補地については、処分場の立地の可否及び生活環境等への影響を調査するため、立地可能性等調査を実施しました。調査結果については、産業廃棄物専門委員会で意見を聴き地元住民や地元市議会等に対し説明するとともに、リーフレットを作成して薩摩川内市全世帯に周知するほか県政かわら版で広く県民にも紹介しています。

このほか、薩摩川内市民の産業廃棄物管理型最終処分場に対する理解を深めるため、財団法人鹿児島県環境整備公社と連携して産業廃棄物セミナーを開催し、処分場の必要性、安全性などについての普及啓発に努めています。

3 廃棄物・リサイクル対策の推進

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会の在り方やライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図ることが求められています。

このような中、県においては、平成18年3月に策定した「県廃棄物処理計画」に基づき、循環型社会の形成を図るため、県民、排出事業者、処理業者、市町村（一部事務組合及び広域連合）と一体となって、廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理等を推進するとともに、

リサイクル関連施設の整備を促進するほか、県民の方々に循環型社会の形成に向けた普及啓発や情報公開に積極的に取り組むこととしています。

(1) 一般廃棄物

① 容器包装リサイクルの取組み

容器包装のリサイクルについては、平成9年4月に施行された容器包装リサイクル法に基づき、平成13年度以降、県内のすべての市町村が同法に規定する10品目（瓶類、缶類、プラスチック類など）のうち、いずれかの品目の分別収集に取り組んでいます。

なお、同法は施行後10年が経過したことから、国において見直しが行われ、平成18年6月に改正されました。

今後は、容器包装の一層の排出抑制や質の高い分別収集が求められています。

② ごみ減量化・リサイクル推進協議会

県内の生活学校運動連絡会や地域女性団体連絡協議会をはじめ商工会議所や商工会連合会、スーパーストア代表、百貨店代表、(社)日本フライチャイブチェーン協会、行政等の代表者を構成メンバーとする「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」や「ごみ減量等推進研修会」を開催したほか、買物袋の持参など身近なことからごみの減量化等に取り組むことを呼びかける「マイバッグキャンペーン」（10月1日～31日）を実施するなど県民の方々の意識啓発に努めました。

③ 家電リサイクルの促進

平成13年から施行された家電リサイクル法に基づき、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の円滑なリサイクルを促進するため、パンフレット等による制度の普及啓発に努めるとともに、離島地域における収集運搬料金の負担軽減のための措置などについて、国等に対し積極的な要望活動を行いました。

④ 自動車リサイクルの促進

平成17年に本格施行された自動車リサイクル法に基づき、廃棄される自動車の円滑なリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導を実施したほか、パンフレット等による制度の普及啓発や離島地域における廃自動車の運搬費用の負担軽減を図る「離島対策支援事業」の円滑な運用の促進に努めました。

⑤ リサイクル関連施設の整備

国の廃棄物処理施設整備計画その他に基づき、平成19年度は次の市町村等のリサイクル関連施設の整備に努めました。

- ・ リサイクルセンター 肝属地区一般廃棄物処理組合（H17～H19）
- ・ リサイクルセンター 北薩広域行政事務組合（H18～H19）
- ・ ストックヤード 沖永良部衛生管理組合（H19～H20）

表 1-91 平成19年度分別収集実績 (単位：トン)

区 分	収集実績量	平成19年度 市商品化量	(参考) 平成18年度 市商品化量
無色のガラス	2,857.88	2,817.46	2,693.65
茶色のガラス	5,196.21	5,062.23	4,771.31
その他のガラス	1,032.81	997.77	978.77
ペットボトル	3,541.84	3,360.77	3,070.71
紙製容器	1,653.88	1,632.89	1,395.66
プラ製容器	8,740.19	8,699.08	9,454.55
白色トレイ	138.10	90.09	79.82
銅製容器	4,195.69	4,106.37	4,413.16
アルミ製容器	1,848.42	1,833.17	2,055.91
飲料用紙製容器	251.62	225.35	220.67
ダンボール	7,538.26	7,448.82	9,821.19

(2) 産業廃棄物

① 多量排出事業者に対する処理計画作成の指導

多量の産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の減量化やリサイクルその他の処理に関する計画の作成を指導しました。

② 産業廃棄物の適正処理等についての普及啓発

産業廃棄物は生産活動や社会資本の整備などに伴って排出されることから、県民を対象とした産業廃棄物セミナーや県外視察を実施することにより、産業廃棄物の適正処理や管理型最終処分場の必要性などについて県民の理解を深めました。

③ 産業廃棄物税を活用した支援等

産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るため、平成17年4月から導入された産業廃棄物税を活用し、廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組みなどへの支援等を行いました。

鹿児島県産業廃棄物税条例の概要

1 目的

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

2 納税義務者

県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者

3 課税客体

県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入

4 課税標準

県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

5 税率

焼却施設への搬入 800円/トン

最終処分場への搬入 1,000円/トン

6 税収の用途

循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てる。

4 鹿児島県廃棄物処理計画

近年、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量の逼迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、様々な問題が指摘されています。

これらの問題を解決するためには、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが必要です。

このため、国においては「循環型社会形成推進基本法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」など、循環型社会の形成に向けて様々な法律を整備してきました。

「廃棄物処理法」も、平成12年6月に改正され、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を策定することとされました。

また、都道府県は、これまでの「産業廃棄物処理計画」に替わり、国の基本方針に即して、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「廃棄物処理計画」を策定することとされました。

本県においては、これまで「鹿児島県産業廃棄物処理計画」（平成11年3月策定）のほか、「鹿児島県産業廃棄物の処理に関する基本方針」（平成9年12月策定）、「鹿児島県ごみ処理広域化計画」（平成11年3月策定）、「鹿児島県分別収集促進計画」（平成12年2月策定、平成17年7月改定）などを策定し、廃棄物対策を進めてきましたが、これらの計画等との整合性を図りつつ、改正された廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、平成18年3月に廃棄物処理計画を策定しました。

ー 廃棄物処理計画の概要ー

（計画期間）

平成18年度～平成22年度

（基本的な考え方）

○ 一般廃棄物

- ◆ 排出抑制、減量化、リサイクルの推進
- ◆ 適正処理及び施設整備の推進
- ◆ 普及啓発及び一般廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

○ 産業廃棄物

- ◆ 排出事業者処理責任の原則の徹底
- ◆ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進
- ◆ 産業廃棄物処理施設の整備促進
- ◆ 産業廃棄物の適正処理の推進
- ◆ 普及啓発及び産業廃棄物処理施設に関する情報公開の推進